

東広島市教育委員会定例会（令和2年9月）議事録

1 日 時 令和2年9月24日（木）午後4時～午後5時20分

2 出席者

（1）教育長 津森教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、島本委員、西村委員

（3）事務局 【学校教育部】

國廣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、小川学校教育部次長兼指導課長、田中教育調整監、神笠学事課長、小島青少年育成課長、上藤西条学校給食センター所長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

大島生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 奥田主査

3 場 所 北館201会議室

4 議 題

（1）報告事項

報告第52号 臨時代理の報告について

報告第53号 令和2年第3回東広島市議会定例会について

報告第54号 第6次行政改革実施計画令和元年度進捗状況（教育委員会関係分）について

報告第55号 東広島市学校給食費徴収規則の制定等について

報告第56号 第30回東広島市生涯学習フェスティバル開催について

報告第57号 令和元年度指定管理者モニタリング・評価結果（教育委員会関係分）について

（2）その他

ア 新東広島市立美術館開館30日前記念イベント「棟方志功と紡ぐ書のリズム」について

イ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後4時0分

○ 津森教育長：定足数に達していますので、令和2年9月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、島本委員と西村委員でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議の進行でございますが、すべて公開で行いたいと思います。
委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。
それでは、全て公開することといたします。

本日の傍聴希望はございますでしょうか。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：中国新聞社の高橋記者が来られております。
- 津森教育長：それでは、傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことが条件でございますが、傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

- 津森教育長：傍聴人の方に申し上げます。本日の会議は、全て公開で行うことに決定いたしましたので、よろしく願いいたします。再開します。

報告第52号 臨時代理の報告について

- 津森教育長：それでは、報告事項からですが、報告第52号臨時代理の報告について、説明をお願いします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第52号臨時代理の報告について、資料の1ページをお願いいたします。

1、臨時代理の理由といたしまして、令和2年第3回東広島市議会に追加提案する議案について、緊急を要し、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理としたものでございます。

2、臨時代理の内容といたしましては、東広島市立小・中学校空調設備整備事業の契約を変更しようとするものでございます。

5ページをお願いいたします。

1、変更の理由といたしまして、令和元年11月15日に議決第115号により議決を得た東広島市立小・中学校空調設備整備事業の事業契約について、当該事業契約の規定により設計施工等の対価の後払いに係る手数料の額の算定に用いる金利が確定したことに伴い、当該対価の額を改定する必要性が生じたため、事業契約金額を変更しようとするものでございます。

具体的には、契約金額のうち約8割に当たる19億3,000万円余りが設計施工費となりますけども、その25%部分を令和15年3月まで後払いにしていくこととしております。この中に割賦手数料も含まれており、その算定に当たり用いられる基準金利について当初の契約時と引渡し時での基準金利に差が生じた場合は改定を行うとしており、今回基準金利の率が当初の契約時から引き下がり、割賦手数料が減額となったことから、事業契約に基づき変更するものでございます。

2の変更内容といたしましては、現契約金額から変更契約金額へ変更するもので、41万870円減少するものでございます。

報告第52号の説明は以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
よろしいですか。それでは、次へ参ります。

報告第53号 令和2年第3回東広島市議会定例会について

- 津森教育長：それでは、次に、報告第53号令和2年第3回東広島市議会定例会について、説明をお願いします。
- 國廣学校教育部長：それでは、報告第53号令和2年第3回東広島市議会定例会につきましてご報告いたします。

資料の7ページをお願いいたします。

第3回定例会は9月2日から24日までの23日間の会期で行われ、このうち15日から18日までの4日間、一般質問が行われました。教育委員会関係の議案につきましては、追加提案も含め本日全て議決をいただいております。

8ページをお願いいたします。

一覧表にありますとおり、このたびの質問では4名の方から質問をいただきました。これに対する答弁につきましては添付をしております答弁内容のとおりでございますが、その概要について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

鈴木議員からは、保育の質向上として乳幼児期に目指す子供像について質問をいただきました。

答弁は、乳幼児期の教育、保育では、単に知識や技能を身につけるだけではなく、様々な状況や場面において自ら課題を見つけ、課題の解決に向けて主体的に探究していくようないわゆる非認知能力の豊かな子供を育てることが重要であると認識しており、第5次総合計画において未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市を将来都市像に掲げている中で、乳幼児期の教育、保育のより一層の充実が必要であると考えている。

なお、東広島スタンダードをゼロ歳からの学びのスタートに位置づけているのは、これらの習慣を早くから強く定着させようとするものではなく、その趣旨を幼児期から保護者に理解していただく中で就学への準備を進めていただくためであるとの答弁を行っております。

10ページをお願いいたします。

同じく鈴木議員から、学校現場でのICT活用としまして想定されるトラブルなどへの対応についての答弁でございますが、授業中の突発的な機材等のトラブルの際には各教室に1台から2台配備する予備のタブレットと取り替えて使用することで対応し、ネットワーク関係のトラブル等については専門家によるヘルプデスクでの対応やICT支援員を活用、また教職員に対してはICT研修を実施することでスキルを身につけていただくとともにトラブルの対処法のマニュアルなども整備し対応していくとの答弁を行っております。

次に、11ページをお願いいたします。

貞岩議員からは、平和教育の実践として児童・生徒の発達段階に応じた平和教育の概要について質問をいただきました。

答弁でございますが、平和教育は学習指導要領により各学校の計画に基づいて行っており、例えば小学校の低学年では身近な命を大切にすること、中学校では平和の尊さを理解し、平和な世の中を築くために自分は何ができるかを考え実践することにつなげた平和教育を行っているところである。また、地域の慰霊祭への参加、広島平和記念資料館への見学、被爆体験者の話を聞くなどの取組も併せて行っており、引き続き各小・中学校において自分との関わりの中でより体験的な平和学習を行っていきたいと考えているとの答弁を行っております。

次に、12ページをお願いいたします。

同じく貞岩議員から、ICTを活用した教育活動の展開として3点質問をいただきました。

まず1点目、ICT環境の現状でございますが、全教員に対してタブレットを、全普通教室に大型提示装置を配備するとともに、ネットワーク環境や周辺機器を整え、デジタル教科書などのコンテンツを使用するなど、ICT活用による授業を展開している。また、GIGAスクールの推進としまして、今年度内に児童・生徒用タブレットを1人1台配備するよう準備を進めているところである。

2点目の臨時休校時の教育対応でございますが、今年度学校と家庭をオンラインでつなぐためのグーグルアカウント、電子機器の会員証みたいなものですが、そちらを取得し、学校を通じて全児童・生徒に配付しており、臨時休業した場合、まずはテレビ会議システムによるホームルームやアンケート機能による健康観察などで活用し、今後の本格的な遠隔教育への足がかりにしたいと考えている。

なお、オンラインシステムを活用して授業日数にカウントできないかにつきましては、学校保健安全法等に基づき現時点では授業日数に含めないこととなっている。

3点目の遠隔教育による教育活動でございますが、長期欠席や不登校の児童・生徒に対しては、ICT等を活用した学習活動を推進することで学習活動への意欲を引き出し、その結果を学校として適切に評価することも可能となる。一方で、こうした学習活動が家庭に引きこもりがちな傾向を助長しないように、個々の児童・生徒の状況を踏まえつつ、学校外の公的機関や民間施設等での相談、指導を受けることも併せて取り組むことが必要と考えている。

また、障害のある児童・生徒に対しても1人1台のタブレットを配備するよう整備を進めており、障害の特性によってはICTが効果的な支援となることから、それぞれのニーズに沿った支援の方法を検討し実施するとの答弁を行っております。

次に、13ページをお願いします。

13ページから15ページにかけて、宮川議員から21世紀は協調の時代として人と争って努力し人より上に立つことが幸せへの道であると信じ、学校でも社会でもそう教えてきた価値観が本当に正しいのか、教育の価値観について、質問をいただきま

した。

答弁でございますが、世の中の競争というものについて過度な競争を強いることは不適切だが、人と人とが切磋琢磨して成長していくことは必要であり、その過程の中で挫折を経験したとき支えてくれる周囲の力は大変に尊いものである。できる、できないという事柄にとらわれず、優劣を忘れて学び浸る、それが究極の教育の姿であること、こうした学び合う授業を求めて日々学校で実践が進められている。高度に情報化が進むこれからの社会の中で、学校での学びもデジタル化やIT化によって学び合いの学習場面は減っていくことが想定されるが、他者を思いやり共に生きていこうとする人間としての感性を大切にしていくことは変わることのない教育の価値であるとの答弁を行っております。

学校教育関係については以上でございます。よろしく申し上げます。

- 大島生涯学習部長：続きまして、生涯学習部関係の概要につきましてご説明をさせていただきます。

資料16ページをお願いいたします。

重森議員からは、新美術館につきまして6点の質問をいただきました。

まず1点目、企画展や巡回展などの方向性と予算規模についての質問に対する答弁でございますが、新美術館では絵本原画展や地元作家の個展など、自主企画の展覧会を引き続き開催するとともに、全国的な美術作品展を展示する巡回展を新たに招致することも考えている。また、所蔵作品によるコレクション展を定期的に開催するほか、近隣の文化施設である東広島芸術文化ホールくららと連携し、美術と音楽が融合した催しを行うなど文化芸術交流ゾーンの具現化に向けた取組も進めていくこと。

こうした展覧会の開催費用の予算規模について、今年度は指定管理者によるコレクション展の開催費用として約1,400万円を予定しているほか、開館記念の特別企画展の費用として約3,000万円を予算計上しているが、17ページをお願いいたします。この特別企画展、グランマ・モーゼス展でございますけれども、この企画展につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により当初計画しておりました巡回展が延期されることとなり、現在は地元作家の作品を中心とした展覧会を開催する予定で調整を進めている。

令和3年度以降もより多くの方々により多くの美術作品を鑑賞していただけるよう、魅力ある展覧会を開催したいと考えており、その内容や規模などについては今後の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会情勢の動向も踏まえた上で検討していく必要があるとの答弁を行っております。

次に、2点目といたしまして、ジョアン・ミロの作品の選定についての答弁でございます。

このたび本市が購入したミロの作品「最後の版画」シリーズは、版画家としての最終到達点を明らかにするとともにミロの豊かな創造力を示すものであり、鑑賞者がミロの独特の世界観に引き込まれ感性をくすぐられるものと考え、東広島市立美

術館美術品等収集委員会の審査を経て選定したものであること。購入した20点の中には同じようなタイトルと筆致の作品があるが、これらは同じ版を活用する版画技法の特徴をよく表しており、市民が作品を鑑賞する際にも形態と色彩の多彩な広がりや組合せを楽しむことができるものであるとの答弁を行っております。

また、リトグラフ作品の収集についての質問に対し、作品の大半はリトグラフで制作された版画であるが、リトグラフ版画の特徴は画家が紙やキャンバスの上に筆で描くように原板に直接絵を描くことができ、通常の絵画と同様に画家たちの創造力が遺憾なく発揮されるものであり、オリジナルの絵画作品として評価されているものと認識しているとの答弁を行っております。

次に、3点目といたしまして、今年度の美術作品の収集についての答弁でございます。

当初予算で計上しております作品購入費は、東広島市にゆかりのある作品も含め国内外の優れた美術作品の購入を予定しているものである。美術作品の購入に当たっては、いつでも予算を執行できるというものではなく、対象の美術作品が市場に出るタイミングを見極める必要があるため、常に市場の動向を注視し、新美術館として収集するにふさわしい作品が市場に出たタイミングで購入に向けた手続を行っていきたいとの答弁を行っております。

次に、4点目といたしまして、今後の作品収集の方針についての答弁でございますが、本市美術館は、従前から美術振興、美術史上に重要な価値を有する作品や、近代、現代美術の流れを展望できる国内外の優れた作品で、特に近現代の版画、現代陶芸作品、地元ゆかりの作品を主体に収集することを基本とし、現在もその方針に沿って美術作品を収集していること。

このたびのジョアン・ミロの作品についても、これまで国内の現代版画を概観する収集を行ってきた中で、世界の版画の歴史の流れと比較する上で必要な美術作品であると考え、新美術館の開館を機に購入したものであること、18ページをお願いいたします、ミロの版画作品群は、今後世界の優れた作品を収集する一つの起点として、また新しい美術館の所蔵作品の核となるものとして重要な位置を占めるものと考えており、今後も作品収集に当たっては基本方針を踏襲し、これまでのコレクションにさらなる厚みを加えていきたいとの答弁を行っております。

次に、5点目といたしまして、芸術文化振興基金についての答弁でございますが、本市の芸術文化振興基金はその成り立ちが市民の寄附によるものではあるが、財源として不安定な寄附金のみを原資とするのではなく、市として一定程度の一般財源による積み増しを行い今後の美術作品の購入に備えることが必要であり、そうすることで安定的に、また適期に美術作品を収集できるものと考えているとの答弁を行っております。

最後に、6点目といたしまして、市民の教養、文化度を高める教育、学習についての答弁でございます。

美術館は、世界や日本の名品に出会える場であり、また鑑賞の体験を深め、感じ

取る力や思考する力を一層豊かに育てる場でもあること。学校教育や生涯学習の場で芸術に関する知識や教養を高めていくことも大切ではあるが、美術館という非日常の空間に身を置き、アーティストたちが心を込めて制作した本物の作品にじかに触れ、感動を味わうことで感性が磨かれ、新たな価値に気づくことができるものであること。また、子供たちにとっても美術館での作品鑑賞を通じて自身の感じ方や考え方をお互いに出し合い、話し合うことで様々なものの見方を養うことができ、このことは多様性の時代といわれる今日の社会を生き抜く力につながるものであり、将来のイノベーションを生み出す力にもつながるものであること。

こうした考えの下、新美術館では開館後、市民を対象に版画体験等のワークショップや親子での作品制作体験、学芸員による出前美術館に加え、市内の小学生を招待し作品鑑賞や美術館マナーなどを学習する講座の開催も計画していること。新美術館は地域の文化や人を育み個性豊かな文化を創造し発信する文化芸術活動の拠点であり、市民の方々が暮らしの中で美術を身近に感じ、より一層豊かな感性と創造性を育んでもらえるよう、新たな施設や作品をしっかりと活用し、市内外から注目される魅力ある美術館を目指して運営していくとの答弁を行っております。

生涯学習部関係につきましては以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 渡部教育長職務代理者：美術館についてですが、八本松の美術館、それぞれ地方にはいろんな特徴があるわけですが、本市の場合は版画ということで一つの特徴を出してきたと思うんです。私も行って見たんですけれども、非常に素晴らしいものでした。そういう意味で、その流れをくんで、一流の画家の作品展示ということで、これは一つの重要なことと思います。ただ、議員の質問は、市民を代表してされたんですが、その方面では大変有名な芸術家だと思うんですけれども、案外知らない人が多いんじゃないかなと思うんです。最後のほうにおっしゃられたように、市民の教養とか子供たちの教育の場と、そういうようなお考えがあると伺っておりますので、そういう場合には、その作家がどのような経歴の方で、どのように芸術的なインパクトを与えているかという、そういうことを分かりやすく、経歴なり作品の意味、そういうものを来館した方に伝わるようにしてほしいなという気がいたします。
- 大畠生涯学習部長：貴重なご意見ありがとうございます。本市の美術館、版画に特徴があるということで収蔵作品の約7割が版画作品ということになっております。そうした中で、これまでは日本の作家の方が多かったと思いますが、その中で新しい美術館の開館ということを機に世界で著名な作家であるジョアン・ミロの作品を購入させていただきました。

確かに、一見してちょっと分かりにくい版画ではありますので、作品展示の際にしっかりと分かりやすい紹介等を行うなどして、展示方法を工夫してまいりたいと考えております。

また、小学生、中学生にもしっかりと作品の見方といいますか、そういったものを

講座の中で、あるいはこちらから学校へ出向いて、その作品の見方あるいは感じ方というものをしっかり学んでいただくような機会を今後設けていきたいと思えます。

- 津森教育長：ほかにはありませんか。
- 島本委員：ミロの作品を購入されたら、新美術館に常設してあるということですか。
- 大島生涯学習部長：ミロ展は常に展示しているわけではございません。今のところ年間4回程度常設展を開催する予定としています。ミロの作品を含めた853点を定期的にローテーションさせながら展示していくことになると思います。常に展示してあればいいんですけども、どうしても部分部分で展示していったりするようになると思いますので、その点をご了解いただきたいと思います。
- 島本委員：くらは、名前を募集されましたよね。新美術館も何かネーミングをするとか、そういう企画は今は出てないのですか。
- 大島生涯学習部長：施設の名称といたしましては、東広島市立美術館がございまして、愛称をつけられる自治体もあるんですけども、本市の場合は、今のところその名称で通していこうと考えています。
- 島本委員：分かりました。ありがとうございました。
- 津森教育長：それでは、次へ参りたいと思えます。

報告第54号 第6次行政改革実施計画令和元年度進捗状況（教育委員会関係分）について

- 津森教育長：報告第54号第6次行政改革実施計画令和元年度進捗状況（教育委員会関係分）について、説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第54号第6次行政改革実施計画について、資料19ページをお願いいたします。

まず、全体の概要でございますが、ページの左側1、進捗状況の(1)重点項目別進捗状況について、それぞれの項目について計画以上または計画どおり進捗しているものについては「○」、進捗に遅れがある、または目標に達していないものは「△」、取組ができていないものは「×」として進捗状況を整理しております。この表の一番下、合計欄になりますが、計画の項目数の全体で81件となっており、計画以上または計画どおり進捗しているものは51件、進捗に遅れがある、または目標に達していないものは29件、取組ができていないものは1件となっております。

続いて、その下の表(2)に部局ごとの進捗状況を整理しております。教育委員会関係分のうち学校教育部所管分の計画に対する進捗状況については、下から2番目、再掲を含めて全7件で、全て計画以上または計画どおり進捗しております。生涯学習部所管分については一番下の欄にあります。計画以上または計画どおり進捗しているのが1件、進捗に遅れがある、または目標に達していないものは2件となっております。

続いて、ページ右側2、財政効果額についてです。重点項目別に財政効果額を集計していただき、表の一番下、合計欄になりますが、計画全体としては令和元年度

の実績額が5億9,500万円余となっており、5か年の目標額31億6,100万円余に対し44%の進捗率となっております。

それでは、個別の計画について次の20ページをお願いいたします。

ページの左側から順に計画項目、取組項目、目標、課題、計画内容、令和元年度取組結果、進捗状況、年度別計画等の順に記載をしております。このうち進捗状況につきましては、取組状況を先ほど申し上げました「○」、「△」、「×」の記号で記載をしております。また、年度別計画につきましては、取組と指標の区分でそれぞれ計画、目標とその実績を記載しております。

それでは、個別の計画について、まず学校教育部分につきまして、表の上段、No.10の6、校務支援システムの導入につきましては、令和元年度は指導要録、通知表に加えて調査書等の電子化を行うことで業務の効率化、時間外勤務の削減を図るなど、おおむね計画どおりに進捗をしているところでございます。

その下、No.11の①学校給食会計の公会計化につきましては、令和元年度は県内他市に視察等を行い、公会計化の成果と課題について調査し、本市での導入に向けての方向性を検討いたしました。また、業者とも連携し公会計化に係るシステムについて検討を進めるなど、計画どおり進捗しておるところでございます。

表の一番下、No.17の②アクティブシニア、退職職員の活用につきましては、令和元年度は103人の退職者がスクール・サポート・スタッフとして登録し、豊富な経験と知識を生かして教科指導や学校環境整備など様々な支援を行うなど、計画どおり進捗しているところでございます。

学校教育部所管分の進捗状況については以上でございます。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、生涯学習部所管分について説明させていただきます。

22ページをご覧ください。

生涯学習部の計画項目は、いずれも施設の維持管理費の軽減を図るものでございまして、3つの計画でございます。

まず、計画以上または計画どおりに進捗しているものはNo.29⑧のスポーツ施設の計画的な維持管理でございます。この項目は、公共施設の適正配置実施計画と連動したスポーツ施設の改修計画を策定し計画的に改修や修繕を行うもので、令和元年度は基本の計画に基づいてプールの改修に向けた調整やアリーナ研修棟の改修工事などを行い、おおむね計画どおりに進捗しております。基本の改修計画につきましては、今後見直しを行う予定としており、そのための協議、調整を行っております。

次に、進捗に遅れがある、または目標に達していないもので、まずNo.29⑦の研修施設の計画的な維持管理につきましては、生涯学習施設長期修繕計画を策定し、計画的に修繕を行っていくとしており、令和元年度は市民文化センターなど一部の施設の空調設備の更新を行いました。生涯学習施設全体の長期修繕計画の策定につきましては、予算のための調整にとどまり、計画策定という目標には達しなかったも

のでございます。なお、今年度長期修繕計画を策定することとしております。

No.29⑨の歴史文化施設の計画的な維持管理につきましては、文化財の保存活用計画を策定し、出土文化財や民俗資料を効率的に管理し活用するとともに、西条酒蔵通りの空き施設を活用した歴史文化情報発信機能を整備することとしており、令和元年度は施設の集約や保存活用計画の策定に向けた検討、調整などを行ったところでございますが、歴史文化情報発信機能の整備については民間企業において同様の展示施設を設置されるなどしたことから状況を注視するにとどまり、計画策定という状況には達しなかったものでございます。

生涯学習部所管分の進捗状況は以上でございます。引き続き持続可能な財政基盤の確立に向け、公共施設の効率的な維持管理に努めてまいります。

報告第54号第6次行政改革実施計画令和元年度進捗状況（教育委員会関係分）についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 坂越委員：勤務時間管理の状況を伺わせてください。

一応目標は達成されているということですよ。目標も分かるんですけど、超過勤務時間が月80時間といったら、三六協定でもかなり高い状況です。目標のために、各学校の校長先生がご苦労されていると思うんですけど、実施状況を少し教えていただきたいと思います。

- 神笠学事課長：今年度の時間外勤務の状況ですが、4月、5月、6月、この3か月間を集計したところですけど、平均すると小学校で月38時間、中学校も38時間、ただしこれは4月、5月、コロナで4月16日から5月31日まで臨時休業があったという中での状況でございます。学校が再開した6月からの状況で見ますと、平均ですけど、小学校では時間外が月57時間、中学校では60時間ということでした。本市が方針で示していますのは、時間外勤務月80時間以下ということですが、おっしゃられたように国や県で月の時間外勤務45時間以下にすとなっておりまして、それに比べますと達していないという状況にはございます。

- 坂越委員：何かこんな取組をしているというのがありましたら、教えてください。

- 神笠学事課長：各学校で様々な取組がされてはいるんですけど、時間外勤務で一番は、中学校でいうと部活動、この部活動の取組方針を教育委員会のほうで出しております。例えば、週に部活動休養日を設けるとか、あと各休業日等の部活動の時間制限を設けたりというそういったことの徹底を校長先生のリーダーシップの下行っているというところと、あと、行事等の精選を各学校で行っていただいている、もっと言いますと、先生方の意識改革という部分も大きいのかと思います。各学校で業務改善の取組を組織的に、校内で業務改善推進委員会等を立ち上げて、先生方が自立的に業務改善について意見を出し合う、そういったことによって先生方自身の意識改革にもつながっているということも聞いております。

- 坂越委員：ありがとうございます。ご説明の中にもありましたけど、コロナの影響で

休んでいた期間というのがあって、内容的にはこなさなければいけない内容がいっぱいいっぱい詰まってきていて、そういう中で先生方も子供たちもそうですけども、もうきつきの作業あるいは学習状況というのがあると、またこれも大変だなということで、少しお伺いをしました。ありがとうございました。

- 津森教育長：今のことで私から少し申しておきたいんですが、国のほうが時間外45時間超えるということで、規則制定を地方自治体に求めています。県は早速、月45時間上限年間360時間というのを制定していますが、そういうことを国から要請がある背景は何なのでしょう。
- 坂越委員：背景というか、全体的には働き方改革ということで、今回の内閣も大臣就任者の夜中の会見どうなのかというような話も出てくるくらいなので、社会的な背景というのはあると思うんです。それと、教員に関して言うと、ブラックだとか、教員の魅力ということが薄れてきている。そういう中で、先生方が持続可能な形で子供たちに向き合うように変えてくださっているように、そういう時間を確保することが本筋だろうというふうには思います。
- 津森教育長：ありがとうございます。ほかにはありますか。
- 渡部教育長職務代理者：教員の仕事を変えましょうということでICTの活用があるんですけども、統合型校務支援システムというものを導入されたことで、どのようなことが改善されたんですか。
- 神笠学事課長：先生方は、学期や学年末に子供たちの状況を書き記す指導要録とか、あと調査書とか通知表、こういったものをこれまでは手書きで作成される学校が多くありました。それを電子化していくということで、校務支援システムを導入しております。その校務支援システムは、児童・生徒の学籍情報や成績などの情報を一括管理することによって、そういった先ほど言いました指導要録とか調査書とか通知表、こういったデータを共有していくと。例えば、通知表で書いた所見が指導要録にも同じように共有していけると。ですから、そこで先生たちはまた書かなくても済むというような、そういった作業が減るといふ部分で効率化を図っているというものでございます。
- 渡部教育長職務代理者：マニュアル化されたものがあり、それに打ち込んでいけばいいということですか。
- 神笠学事課長：はい、市内統一したものがございます。そのメリットとしては、市内転勤される先生方も同じように運用ができていくということも業務改善の一つではないかと考えております。
- 渡部教育長職務代理者：ひとつ心配なのは、その情報のセキュリティなどは、どう管理して安全なのでしょう。
- 神笠学事課長：セキュリティの部分に関しましても、そういったシステム業者等と教育委員会担当者のほうで綿密に打合せをして、情報について漏えいすることのないように万全を期しております。
- 渡部教育長職務代理者：心配をしますのは、新聞で報道されたと思いますが、生徒の

不正アクセスでの被害が出た、そういう事件がありました。そういった意味でもセキュリティの危険性があるかなと思ひまして質問させていただきます。

- 津森教育長：生徒がシステムに入って改ざんしたという、そういうことですかね。
ほかに何かありますか。
- 島本委員：指導要録や調査書などを電子化することによって、先生たちの声は何か耳にされましたでしょうか。
- 神笠学事課長：導入直後は、校務支援システムの操作という部分で戸惑われる先生、そういった部分の負担感というのがあったと聞いておりますが、導入して時間が経つにつれて先生方も操作に慣れ、今では負担感を持っているというようなことは今のところ聞いておりません。今校内でもしっかり活用していただいて、仕事をする上でも校務支援システムをうまく使って業務改善にもつなげているとも聞いております。
- 津森教育長：それでは、次へ参ります。

報告第55号 東広島市学校給食費徴収規則の制定等について

- 津森教育長：続いて、報告第55号東広島市学校給食費の徴収規則の制定等について、説明をお願いします。
- 神笠学事課長：議案第55号東広島市学校給食費徴収規則の制定等について、ご説明申し上げます。

資料の23ページをお願いします。

まず、概要、目的につきましては、私会計から公会計への移行により給食会計の透明化を図ることと、働き方改革の一環として教職員による学校給食費の徴収業務等の負担軽減が挙げられます。また、このたびの規則改正につきましては、令和3年度以降の学校給食費公会計化実施に当たり、学校給食法の規定に基づき東広島市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、資料の2からご覧ください。

東広島市学校給食費徴収規則で定める内容についてですが、(1)の学校給食、学校給食費等の定義、(2)学校給食費の負担者、(3)学校給食費の額、(4)学校給食費の納付方法、このことにつきましては原則口座振替によるものと考えております。そして、(5)学校給食費の納付と納付期限につきましては、資料をめくっていただき25ページのリーフレットをご覧ください。

25ページの一番下の表のところですが、この表にもありますように4月と8月を除いた1期から10期の期間で、幼稚園では2,600円、小学校では4,500円、中学校では5,400円毎月定額徴収を行い、第10期の3月を調整月としております。

23ページに戻ります。

最後に、(6)の学校給食の還付、督促などです。

以上、6つの内容について現在規則制定の準備を進めています。施行日のほう

は、5にありますように令和3年1月1日としております。

続きまして、現在の進捗状況と今後の見通しについてですが、3と4のところをご覧ください。

7月16日にシステム業者が決定し、現在具体的なシステム設計等の検討を行っているところでございます。今後の見通しとしましては、10月1日から学校給食費公会計化に係る説明資料のリーフレット等を学校や保護者にお示しする予定です。また、10月中旬以降から保護者及び教職員の皆様には東広島市学校給食申込書及び口座振替依頼書などの必要書類を提出していただくこととなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 津森教育長：何かご質問、ご意見はありますか。

よろしいですか。

この制度で規則制定自体はいつやる予定ですか。

- 神笠学事課長：規則制定は10月に入ってということで、議案として年内に考えております。
- 津森教育長：分かりました。それでは、次に参ります。

報告第56号 第30回東広島市生涯学習フェスティバル開催について

- 津森教育長：報告第56号第30回東広島市生涯学習フェスティバル開催につきまして、説明をお願いします。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：報告第56号第30回東広島市生涯学習フェスティバルの開催について、ご報告いたします。

まず、1の開催日時でございますが、開催日は10月31日土曜日と11月1日日曜日の2日間で、両日とも午前9時半から午後4時までとしております。会場は東広島芸術文化ホールくららと、西条中央公園をメイン会場とし、このメイン会場のほか、今年度は市内6か所の地域会場とホームページ会場を新たに設けることとしております。

4、事業内容ですが、くららでは生涯学習活動の発表や展示、地域センター、生涯学習センターの活動紹介、大学教授等による講座などを予定し、1日目の31日は大ホールでけんみん文化祭ひろしま東広島地区フェスティバルを同時開催することとしております。西条中央公園では屋外ブースを設置し、飲食ブースですとか手作り作品の販売を行う予定としております。また、地域会場ではそれぞれの生涯学習センターや地域センターで行われている講座や活動の発表を行うとともに、他会場で行っている講座等をモニターで放映をいたします。ホームページ会場では、各会場の展示や活動を紹介する画像をライブまたは録画で配信するほか、クイズラリーのコンテンツを盛り込む予定としております。

5の新型コロナウイルス感染防止対策でございますが、メイン会場に人が集中しないように、先ほど来申し上げておりますように今回では地域会場を設け分散して開催するとともに、オンラインを活用してそれぞれの会場の開催状況がリアルタイ

ムで見れるようにいたします。また、感染防止対策として講座やステージの参加者の名簿管理や人の入場、動線の管理、消毒、検温などを徹底しますとともに、スマホの接触確認アプリなどを活用し、市民の皆様が安心して参加いただけるよう対策を講じてまいります。

報告第56号第30回東広島市生涯学習フェスティバルの開催につきまして説明は以上でございます。

- 津森教育長：コロナ対応でいつもと全然違う感じになっておりますけど、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 坂越委員：開会行事に教育委員会は参加するんですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：別途ご案内させていただきますけども、初日の朝9時半から開会式を予定しております。
- 津森教育長：今回はちょっとやってみないと分からないことが多いのですが、ホームページでの配信や、開催会場が多いので教育委員会総出でやるようになるかと思いますが、人手のほうは大丈夫ですか。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：はい、生涯学習部の職員と、あとボランティアさん等で回せる予定です。地域会場につきましては、生涯学習センターの職員さんや地域センターの職員さんにも手伝っていただくことにしています。
- 津森教育長：それでは、よろしくをお願いいたします。
次に参ります。

報告第57号 令和元年度指定管理者モニタリング・評価結果（教育委員会関係分）

- 津森教育長：報告第57号令和元年度指定管理者モニタリング・評価結果は別冊でございます。説明をお願いします。
- 大畠生涯学習部長：それでは、報告第57号令和元年度指定管理者モニタリング・評価結果（教育委員会関係分）につきまして、ご説明申し上げます。

別冊資料の1ページをお願いいたします。

まず、指定管理者制度におけるモニタリング調査の全体概要につきましてご説明をさせていただきます。

1の指定管理者モニタリング・評価とはでございますが、モニタリング・評価は指定管理者が公の施設の管理運営業務に関して、関係の条項や協定等に従い適切かつ確実にサービスの提供が行われているかどうかを確認し、またサービスの内容を検証し評価する仕組みでございます。本市では平成27年度からこのモニタリング・評価を実施しております。

2のモニタリング・評価の概要でございます。(1)の対象施設でございますが、指定管理者制度を導入している全施設を対象に評価を実施し、そのうち地元の組織等が指定管理を行っております施設以外の施設について個別に指定管理者モニタリング・評価のほうを作成しております。

中ほどの(5)評価方法及び評価基準でございます。下の表の評価及び総合評価基

準でございますけれども、本市ではそれぞれの判断基準により3つの区分で評価しております。指定管理者による管理運営業務がおおむね要求水準どおりに行われ良好なサービスの提供安定的に行われているものにつきましては適切を表す「適」で評価し、また一定の現行のサービスの提供がされているものの改善申入れを施したほうがよりサービスが向上する場合は条件付適切を表す「適（条）」で評価しております。一方で、業務が要求水準を下回り、安定的なサービスの提供に不安があるものにつきましては不適切を表す「否」で評価することとしております。

2ページをお願いいたします。

3の指定管理者モニタリング・評価に係る外部評価の対応についてでございます。この外部評価は、施設所管課が実施したモニタリング・評価を専門の知識を有する第三者が検証、調査することにより、当該モニタリング・評価の客観性、透明性を担保をすることで施設所管課が行うモニタリング・評価の質の向上を図ることを目的に、本市では昨年度から実施しております。

(4)外部評価実施施設でございますが、教育委員会関係の施設では、アの③東広島芸術文化ホールが本件の対象となっております。

モニタリング・評価制度の概要は以上となります。

それでは、調査施設の評価結果について説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和元年度指定管理施設評価結果一覧に教育委員会関係分の施設の指定管理料、使用料または利用料収入、利用者数及び評価結果をまとめております。

表の中ほどの少し右側の列に施設ごとに令和元年度総合評価結果を記載しております。対象施設のうち2番目の東広島市立図書館を除きまして、そのほかの一番上の東広島市市民文化センターをはじめ表に記載の文化施設やスポーツ施設はいずれも施設の設置目的を達成し、利用者からの意見やニーズにも柔軟かつ適切に、迅速に対応しているほか、収支のバランスも適正であり、良好な施設管理とサービスの提供が保たれているものと判断し、総合評価を「適」としております。個別にはまた施設ごとの評価表を参照いただければと思います。

本日は条件付の適切と評価いたしました6番目の東広島市立図書館につきまして、個別の評価表で内容を説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

東広島市立図書館の評価表でございます。下の表の中ほどに記載しておりますように、この施設の指定管理者は株式会社図書館流通センターでございます。以下、開館状況、施設利用状況、それから10ページには収支状況です。11ページには管理運営状況を整理しております。

13ページをお願いいたします。

7の総合評価でございます。全般的には適正に指定管理業務を履行しているものと判断しております。しかしながら、図書館の運営に当たりましては東広島市図書館サービス計画が通されますので、この計画に掲げる目標数値が一部未達成という

こともございます。さらなる取組が必要であるということ、またスタッフ育成のための組織体制の強化や職員のレファレンス等の専門的スキル向上に課題がありますことから、総合評価は条件付の適としております。

モニタリング・評価結果につきましては以上でございますけれども、先ほど少し触れました外部評価につきまして、今年度は東広島芸術文化ホールが評価を受けておりますので、その結果、内容を説明させていただきます。

少し飛びます、62ページをお願いいたします。

東広島芸術文化ホールの指定管理者は、2段目の表にありますようにJTB・NHKアート・日本管財共同企業体でございます。外部評価委員会からは、1の管理状況、2の運営状況、3収支状況、そして63ページになりますけれども、4の利用者満足度、サービスの向上のための取組の視点でそれぞれ評価をしていただきました。その結果、5の総合評価を含めまして適切に管理運営を行っているということで、「適」の評価をいただいております。

指定管理者制度を導入しております施設におきましては、このたびのモニタリング・評価結果を踏まえまして、今後もサービスの改善、向上を図り、市民の皆様により満足していただける施設の管理運営につなげてもらいたいと考えております。

簡単ではございますけれども、令和元年度指定管理者モニタリング・評価についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問などございますでしょうか。
- 渡部教育長職務代理人：くらの評価について、稼働率や利用率が、こういう状況にもかかわらず、私が想像していたよりも高いです。この状況は、近隣の例えば廿日市市や福山市と比べて、どうなのでしょう。
- 津森教育長：他市もそうですけれども、それに似たものが分ければ、コロナ禍において比較的高い、大体の受け止めでもいいですが、何かありますか。
- 大島生涯学習部長：芸術文化ホールくららにつきましては、元年度の評価というところで、元年度の期間中はコロナの影響で休館したということはございません。ただ、一部の事業につきましては中止になったものもございます。他市との比較ということになりますと、私ども調査しておりませんが、イベント、興行といたしましても、かなり指定管理者のほうで頑張っていたいただいております、興行の内容につきましても市民ホールのアンケートを取りましても大変好評いただいております。引き続き、指定管理者と連携を取りまして、稼働率の向上に努めていきたいと思っておりますし、また内容等につきまして十分市民の方にご満足いただけるような催物を企画してまいりたいと考えております。
- 渡部教育長職務代理人：医療従事者への感謝と応援コンサートは、非常に良かったと思います。
- 津森教育長：ほかに何かございますか。
- 島本委員：アンケートを取られているということですが、全部の施設が同一のアンケ

ートですか、それともそれぞれ違うのでしょうか。

- 大島生涯学習部長：それぞれ施設ごとに指定管理者が異なっておりますので、指定管理者のほうでその施設に応じたアンケートを調査項目として設定いたしまして、利用者の方の声をお伺いしております。
- 島本委員：最初に利用した人と、再度来たリピーターというのは、同じ人数の数字ではあると思うのですが、これから施設が生き残っていくためにリピーターは大切になるだろうと思うんです。何回目ですかというアンケート項目はあるのですか。
- 大島生涯学習部長：アンケートの質問項目までは詳細に把握してはおりませんが、おっしゃられますようにリピーターの声は非常に大切にしなければならないと考えておりますし、実際に何度も施設を利用していただけるような取組にさせていただくよう考えております。何回目の来場となるかというところまでの詳細項目が設けてあるかどうかは、後で確認しておきますけれども、何度もお越しいただいた方には、その都度利用された場合の感想も違ったものもあるとは思いますが、そういった方にもアンケートのご協力をお願いしていくことが大切だと思います。
- 島本委員：面白いと思ったのは、福富パークゴルフ場が熱中症対策で冷たいお茶と寒さ対策で豚汁を出したという、これは指定管理の人が作って出されたものですか、それとも地域の方ですか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：豚汁は指定管理者が独自サービスとして提供しております。指定管理制度という民間活用の成果であると認識しております。
- 島本委員：分かりました。ありがとうございます。
- 津森教育長：そうですね、一度利用してもういいと思われるのか、また来ようと思われるか、それは大きなことですから、そうしたところをそれぞれの指定管理者に制度等についてのその辺のデータの部分を取っているんじゃないかと思うんですけど、執行部も知っていく必要があるかと思いますが。
そのほか、いかがでしょう。
よろしいですか。それでは、次に参ります。

その他ア 新東広島市立美術館開館30日前記念イベント「棟方志功と紡ぐ書のリズム」について

- 津森教育長：その他新東広島市立美術館開館30日前記念イベント「棟方志功と紡ぐ書のリズム」について、説明をお願いします。
- 石井文化課長：新市立美術館の開館30日前記念イベントの説明でございます。
「棟方志功と紡ぐ書のリズム」という催物をさせていただきます。11月3日に東広島市立美術館は八本松から移転し開館することになっておりますけれども、その開館を盛り上げるために、美術館を広く周知するという目的で10月3日に開館前のPR企画として、このイベントを開催するものでございます。
今回は、美術館で所蔵している棟方志功の版画作品を軸といたしまして、棟方作品をはじめとする市内全酒造メーカーの酒ラベルの展示でありますとか、解説、棟

方の作品にインスピレーションを得て制作した高校生たちの美術作品の展示を行いまして、棟方の故郷の青森の伝統芸能の津軽三味線の激しく繊細な旋律に乗せた躍動感あふれる演奏の中で、書道クラブによる揮毫、書道パフォーマンスを行います。この一連のイベントを通じまして、開館に向けた機運の盛り上がりを図ろうとするものでございます。

コロナウイルス感染症対策の関係もありまして、9月の広報におきまして募集をかけまして、応募者の中から抽せんで30人のみの参加という形になりますけれども、このイベントのパフォーマンスの模様ですとか高校生の作品の制作経過などについてはユーチューブに掲載するほか、美術館のウェブサイトやSNSを通じて配信し、より多くの方々に新しい美術館を知ってもらい、足を運んでいただくきっかけとしようとしているものでございます。

開館30日前記念イベントについては以上でございます。

○ 津森教育長：何かご質問ありますか。

全て1階でやるんでしょうか。棟方志功の作品は展示するんですか。

○ 石井文化課長：はい。

1階のアートギャラリーとロビーで展示するようにしております。

参加者は、これは既に募集しておりまして、抽せんになります。定員30名に対して、約90名余りの応募がありました。

ユーチューブは、ホームページにリンクして公開されますので、それはもう自由に皆さん見ていただいてと思います。

○ 津森教育長：ユーチューブでは見れるんですね。ほかにはよろしいですか。

その他イ 次回教育委員会定例会の日程について

○ 津森教育長：それでは、次回の日程について説明をお願いします。

○ 直井学校教育部次長兼教育総務課長：来月10月の教育委員会定例会は、第4木曜日10月22日木曜日の15時からを予定しております。その次の11月についても、同じく第4木曜日の26日を予定しているんですけども、11月は今のところ市内視察を計画しておりまして、午前9時半頃から視察を行い、その後帰ってきてから定例会を開催し、大体午後3時くらいに終了する予定としておりますので、ご予約をお願いします。

○ 津森教育長：11月の視察ですが、ご都合が悪い方もいらっしゃるようなので、後で再度調整をさせていただきます。その前後を検討してみたいと思います。

来月は22日ということですのでよろしいですか。ありがとうございます。

では、そのほか何か委員の皆様から、事務局の皆さんから何かありますか。

では、本日の議会は全て終了いたしましたので、以上で閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後5時20分